



**電気機械器具の外郭による保護等級  
(IP コード)**

**JIS C 60529 : 2026**  
**(IEC 60529 : 1989 + AMD1 : 1999 + AMD2 : 2013)**

令和 8 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員（東京電力ホールディングス 株式会社）
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.1.20

官 報 掲 載 日：令和 8.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017）

審議部会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 古関 隆章）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 熊田 亜紀子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課  
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	2
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 指定方法</b>	4
<b>4.1 IP コードの構成</b>	5
<b>4.2 IP コードの要素及びその意味</b>	5
<b>4.3 IP コードにおける文字の使用例</b>	6
<b>5 第一特性数字で表される危険な箇所への接近及び外来固体物に対する保護等級</b>	7
<b>5.1 危険な箇所への接近に対する保護</b>	7
<b>5.2 外来固体物に対する保護</b>	8
<b>6 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級</b>	9
<b>7 付加文字で表される危険な箇所への接近に対する保護等級</b>	11
<b>8 補助文字</b>	11
<b>9 IP コードによる指定方法の例</b>	12
<b>9.1 オプションの文字を使用しない場合</b>	12
<b>9.2 オプションの文字を使用する場合</b>	12
<b>10 表示</b>	13
<b>11 試験の一般的な要求事項</b>	13
<b>11.1 水及びじんあいに対する試験時の大気の状態</b>	13
<b>11.2 被試験品</b>	13
<b>11.3 試験条件の適用及び試験結果の解釈</b>	14
<b>11.4 第一特性数字に対する試験条件の組合せ</b>	14
<b>11.5 外郭の内部に機器を入れない場合（外郭単独の場合）</b>	14
<b>12 第一特性数字で表される危険な箇所への接近に対する保護に関する試験</b>	15
<b>12.1 近接プローブ</b>	15
<b>12.2 試験条件</b>	15
<b>12.3 適合条件</b>	16
<b>13 第一特性数字で表される外郭固体物に対する保護の試験</b>	17
<b>13.1 試験装置</b>	17
<b>13.2 第一特性数字 1, 2, 3 及び 4 に対する試験条件</b>	17
<b>13.3 第一特性数字 1, 2, 3 及び 4 に対する適合条件</b>	17
<b>13.4 第一特性数字 5 及び 6 に対するじんあい試験</b>	18
<b>13.5 第一特性数字 5 に対する特定条件</b>	19
<b>13.6 第一特性数字 6 に対する特定条件</b>	19

	ページ
14 第二特性数字で表される水に対する保護等級の試験 .....	19
14.1 試験装置 .....	19
14.2 試験条件 .....	20
14.3 適合条件 .....	24
15 付加文字で表される危険な部分への接近に対する保護のための試験 .....	24
15.1 試験装置（近接プローブ） .....	24
15.2 試験条件 .....	24
15.3 適合条件 .....	25
附属書 A（参考）低圧機器における危険な箇所への接近に対する保護の IP コード化検証方法の 具体例 .....	35
附属書 B（参考）個別製品規格で規定する事項 .....	40
解説 .....	42

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0920:2003** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

日本産業規格

JIS

C 60529 : 2026

(IEC 60529 : 1989 + AMD1 : 1999 + AMD2 : 2013)

# 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

Degrees of protection provided by enclosures (IP Code)

## 序文

この規格は、1989 年に第 2 版として発行された IEC 60529, 1999 年に発行された Amendment 1 及び 2013 年に発行された Amendment 2 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、定格電圧が 72.5 kV 以下の電気機器の外郭による保護等級の分類について規定する。この規格の目的を、次に示す。

- a) 電気機器の外郭による保護等級の分類についての定義を、次に示す。
  - 1) 外郭内の危険な箇所へ接近することに対する人体の保護
  - 2) 外部からの固体物の侵入に対する外郭内の電気機器の保護
  - 3) 水の浸入による有害な影響に対する外郭内の電気機器の保護
- b) a)の保護等級の指定方法を規定する。
- c) 保護等級を指定するための要求事項を規定する。
- d) この規格で規定する要求事項に外郭が適合するかどうか、検証するための試験方法を規定する。

各電気機器の規格における実際の保護構造の等級分類の内容及び適用上の解釈などは、個別製品規格の責任において行われることになるが、その電気機器に対する保護構造の等級の検証のための試験方法及び判定条件の内容は、この規格で規定する事項と相違しないことが必要である。必要に応じて個別製品規格において補足規定を設けてもよい。個別製品規格で規定すべき事項の概要を指針として**附属書 B** に示す。

また、特定の電気機器については安全上同等以上のレベルであれば、個別製品規格において異なる基準を採用してもよい。

この規格でいう外郭とは、この規定以外の点では個別製品規格で規定する正常な使用条件に適合するものであり、また、外郭の材料及び仕上がり状態は、通常の使用状態で表示した保護等級が維持されることを前提としている。

この規格は、保護する対象の内蔵される電気機器について、試験条件一般の規定に適合する場合であり、更に特定の保護構造をもつものであれば、内部に電気機器がない外郭についても適用可能である。

次に示すような周囲環境条件下における外郭の保護及び外郭内の電気機器の保護、並びに外郭外で動い